

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	大阪府能勢町

能勢町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 まちづくり推進部みどり環境課
所 在 地 大阪府豊能郡能勢町宿野 28 番地
電 話 番 号 072-734-0001
F A X 番 号 072-734-1545
メールアドレス sinko@town.nose.osaka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	能勢町（全域）

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	水稲	5.70ha 6,856千円
	野菜	1.82ha 16,379千円
	栗	2.15ha 1,477千円
イノシシ	水稲	0.93ha 1,121千円
	野菜	0.41ha 3,655千円
	栗	1.54ha 1,058千円
アライグマ	水稲	0.50ha 601千円
	野菜	0.27ha 2,446千円
	栗	0.03ha 21千円
ヌートリア	水稲	1.46ha 1,750千円
	野菜	0.02ha 135千円
ツキノワグマ	—	農家等からの報告が無い ため被害実態が把握できていない。

（2）被害の傾向

シカについて、農作物被害としては、田植え直後の水稲や野菜の食害、樹木の採食被害がある。能勢町の特産品である栗についても被害があり、新植する度採食され、枯れている。 イノシシについては、過去より数多くの農作物への被害報告が寄せられている。豚熱の影響もあり捕獲頭数は減っているが回復傾向にある。農作物への被害は多く、圃場の踏み荒らしや、成熟した水稲の食害がある。 アライグマは平成16年に初めて捕獲されて以来、急速に増加しており農作物への被害の他、家屋への被害も多く報告されている。
--

ヌートリアは平成１８年頃より生息を確認されているが、平成２１年に町内複数の河川や水田で捕獲され、急速に生息域が広がり頭数も増加していると予想される。

ツキノワグマについては山間部及びそれに接する平野部で出没している。能勢町は恒常的な生息地でなく、農作物被害も報告されていないが、町内で目撃情報がある事から今後、人的及び農林業被害が懸念される。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値 (令和６年度)	目標値 (令和９年度)
シカ被害面積	9.67ha	7.74ha
シカ被害金額	24,712,675 円	19,770,140 円
イノシシ面積	2.88ha	2.30ha
イノシシ金額	5,833,605 円	4,666,884 円
アライグマ面積	0.80ha	0.64ha
アライグマ金額	3,067,580 円	2,454,064 円
ヌートリア面積	1.47ha	1.18ha
ヌートリア金額	1,885,252 円	1,508,202 円
ツキノワグマ面積	—	—
ツキノワグマ金額	—	—

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・大阪府猟友会能勢支部によるシカ・イノシシの有害鳥獣の捕獲 ・アライグマ等捕獲檻の貸出	・銃器所有者の減少による捕獲圧の減少 ・有害鳥獣捕獲従事者への精神的ケア実施 ・捕獲鳥獣の処理方法、焼却処分を含む加工施設整備の検討
防護柵の設置等に関する取組	・大阪府農作物鳥獣被害防止対策事業等の活用による恒久柵の設置に加え、町単独事業の活用による電気柵の設置。	・個別防護柵だけでなく、集落や最寄単位で実施する防護柵の設置の検討 ・獣種別の防護対策について普及啓発の検討 - 設置後の防護柵及び緩衝地帯の維持管理
生息環境管理	大阪府猟友会能勢支部による銃、犬を用いた追い払い。	高齢化に伴う銃所有者、入山数の減少。

その他の取組	出没状況の情報提供。	
--------	------------	--

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害対策に加え、鳥獣害防止総合対策事業を活用し、被害住民が自ら取組む被害対策を集中的に指導・支援して獣害に強い地域づくり・集落づくりに取り組むとともに、被害対策の効果等を検証し、取組みの改善を図ることにより、被害軽減を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大阪府猟友会能勢支部による捕獲活動。各個人により、罠の見回りを行っている。

平成31年度より許可しているくくり罠での捕獲にも力を入れ、捕獲圧の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～令和9年度	シカ イノシシ ツキノワグマ	・地域住民の方と協力して捕獲活動を実施し、担い手の育成・確保に努める。 ・ツキノワグマに関して、出没情報があつた場合には、直ちに捕獲を行うのではなく、まずは注意喚起を行い、警戒態勢をとる。
令和7年度～令和9年度	アライグマ・ヌートリア	・地域住民へ、捕獲檻の貸出しを行い、捕獲を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・シカ・イノシシ 大阪府シカ・イノシシ第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施する。 農地に出没する個体を中心に捕獲を行い、農作物被害減少を目指す。 ・アライグマ 大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、年間を通して捕獲檻を貸出し、可能な限り捕獲を行う。 ・ヌートリア 能勢町ヌートリア防除実施計画に基づき、地域からの完全排除を目標とし可能な限り捕獲を行う。

・ ツキノワグマ

大阪府ツキノワグマ出没対応方針に基づき、出没情報があった場合には、直ちに捕獲を行うのではなく、地域住民等への注意喚起を行い、ツキノワグマと遭遇しないための対策として誘因物の除去等を実施し、警戒態勢ととることとする。

対象鳥獣	捕獲実績		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
シカ	７０７頭	６７６頭	４９１頭
イノシシ	１０８頭	６３頭	９６頭
アライグマ	２１１頭	１２２頭	２２１頭
ヌートリア	６頭	２６頭	６頭
ツキノワグマ	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
シカ	８００頭	８００頭	８００頭
イノシシ	３００頭	３００頭	３００頭
アライグマ・ヌートリア	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ツキノワグマ	５頭	５頭	５頭

捕獲等の取組内容
シカ、イノシシについては、銃隊による有害捕獲活動に加え、箱罠やくくり罠の導入を図り、農地に出没する有害鳥獣捕獲を推進する。また捕獲技術の向上に努める。 アライグマ、ヌートリアについては、捕獲檻の貸出しを行い、年間を通して捕獲を継続実施する。 また、チラシ等を活用し、アライグマの捕獲強化について町民へ周知・啓発する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
能勢町(平成19年4月 権限委譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、 カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
シカ・イノシシ ・ツキノワグマ	メッシュ柵 金網柵 電気柵 延長 5km (受益面積 10ha)	メッシュ柵 金網柵 電気柵 延長 5km (受益面積 10ha)	メッシュ柵 金網柵 電気柵 延長 5km (受益面積 10ha)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
シカ・イノシシ ・ツキノワグマ	農業者等で点検管 理。必要があれば補修を行う。	農業者等で点検管 理。必要があれば補修を行う。	農業者等で点検管 理。必要があれば補修を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

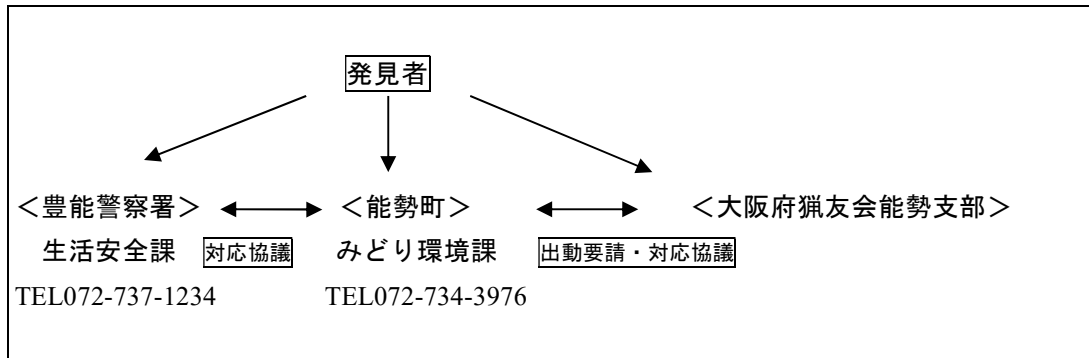
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 度～令和 9年度	シカ イノシシ ツキノワグマ	獣害に強い集落づくりへと誘導するため、町 広報誌の活用により、加害鳥獣の生態について 啓発普及を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる
おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊能警察署	安全確保に関する事
大阪府猟友会能勢支部	有害鳥獣の捕獲
能勢町	対処全般に関する事
大阪府	ツキノワグマ用捕獲檻の貸出及び捕獲に関 する技術的支援や近隣府県・市町村との連 絡調整等に関する事

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ・イノシシについては、埋却処理・焼却処分を行うが、食品等としての活用についても検討する。

アライグマについては、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき適切に処理を行う。

ヌートリアについては、能勢町ヌートリア防除実施計画に基づき適切に処理を行う。

ツキノワグマについては、埋却処理・焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	無し。
ペットフード	無し。
皮革	無し。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	無し。

(2) 処理加工施設の取組

無し。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

無し。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
大阪北部農業協同組合	被害対策につなげる営農指導
大阪府農業共済組合北部支所	農作物被害状況の確認、対策支援
能勢町農産物直販協議会	被害対策の実施
大阪府森林組合	林業被害の確認、対策支援
大阪猟友会能勢支部	有害鳥獣捕獲駆除、狩猟者の育成
大阪府自然環境保全指導員	里山等の生息環境の確認
能勢町農業委員会	里山等の生息環境の確認
能勢町土地改良区	被害対策の普及啓発
能勢町東土地改良区	被害対策の普及啓発
能勢町	被害防止対策の策定の取りまとめ

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府北部農と緑の総合事務所	情報提供、指導助言
(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所	情報提供、指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大阪府猟友会能勢支部による既存の捕獲体制を継続する。
実施隊の設置予定はない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接する市町の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、広域的な取組により有害鳥獣捕獲体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

無し。